

令和2年4月20日

保護者各位

古殿町教育委員会教育長 渡邊 宏文

緊急事態宣言発令に伴う古殿町立小・中学校の4月21日以降の対応について

このことについて、政府の緊急事態宣言発令に伴い、古殿町では、4月22日(水)～5月6日(水)まで、古殿小学校・古殿中学校を臨時休業とします。

何卒、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 4月21日(火)以降の対応について

- (1) 4月22日(水)～5月6日(水)まで、臨時休業とします。
- (2) 5月6日(水)まで 学校開放及び部活動は中止とします。
- (3) 健康観察と家庭学習状況を確認するため、学校から依頼があった場合には、可能な範囲でご協力をお願いします
- (4) 児童・生徒に、学校から今後のお知らせや学習課題等を連絡をすることがありますので、ご家庭でも定期的に、学校の緊急メール、ホームページのご確認をお願いします。
- (5) 臨時休業中であっても、学校では、児童・生徒の不安や悩みに対して、教職員が相談に応じ電話等で児童・生徒の心に寄り添って対応します。なお、休業中にお子さんに体調の変化があった場合は、学校への連絡をお願いします。

2 その他

- (1) 家庭においても、十分な睡眠、バランスのとれた食事など、規則正しい生活習慣を徹底し、日常の健康管理に努めるようご指導ください。引き続き、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図るようお願いします。
- (2) ふるどのこども園、古殿小学校、古殿中学校の学校行事につきましては、各校のお知らせをご覧ください。
- (3) 臨時休業に伴い、行うことができなかった授業につきましては、5月以降に行うことを検討しています。
- (4) 今後の対応は、状況に応じ、変更した場合、新たに通知いたします。

問い合わせ先 古殿町教育委員会学校教育課 指導主事 小針 0247-53-3655